

加賀市開発指導基準（技術基準）

平成27年12月 1 日

告示第200号

目次

- 第1章 道路（第1条—第14条）
- 第2章 公園、緑地及び広場（第15条—第19条）
- 第3章 雨水排水施設（第20条—第23条）
- 第4章 汚水排水施設（第24条・第25条）
- 第5章 消防水利（第26条・第27条）
- 第6章 公益的施設（第28条）
- 第7章 住区の構成（第29条）
- 第8章 農業用施設（第30条）
- 第9章 防災安全措施（第31条—第34条）
- 第10章 電気施設及びガス施設（第35条・第36条）

附則

第1章 道路

（道路計画）

第1条 道路の配置は、次に掲げる事項を勘案し、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない規模及び構造で配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が開発区域外の相当規模の道路に接続するよう設計が定められているものとする。

- （1） 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- （2） 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- （3） 予定建築物等の用途
- （4） 予算建築物等の敷地の規模及び配置
- （5） 高齢者や障害のある人等が自らの意思で自由かつ安全に移動できる連続性のある交通環境の整備

（道路の種類）

第2条 開発区域（住居系）内に設置する道路の種類は、次のとおりとする。

- （1） 住区幹線道路 開発区域内の骨格となるもので、近隣住区を形成する道路及び住区内の主要道路

- (2) 区画幹線道路 近隣住区内の交通の用に供し、住区幹線道路相互間を連絡する道路
- (3) 区画道路 開発区域内の区画構成の基本となり、画地の交通の用に供する道路
- (4) 歩行者専用道、緑道、自転車専用道等 専ら歩行者又は自転車の通行の用に供する道路。ただし、予定建築物等の敷地が接する必要がある道路には含まれない。

2 前項の道路の配置は、開発行為の規模に応じて次を標準とする。

開発行為の規模 道路の種類		0.3ヘクタール未満		0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満		1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満		5.0ヘクタール以上 20ヘクタール未満		20ヘクタール以上	
(1)	住区幹線道路					○		○			◎
(2)	区画幹線道路			○		○		◎			◎
(3)	区画道路	○		○		◎		◎			◎
(4)	歩行者専用道、緑道 自転車専用道等	○		○		○		◎			◎

凡例 ◎印 設置する必要があるもの

○印 必要に応じて設置するもの

(道路の標準幅員等)

第3条 開発区域内に設置する道路の幅員等は、開発区域の規模及びその道路の種類に応じて次に掲げるものを標準（住居系）とする。

道路の種類		道路の幅員（単位：メートル）	
(1)	住区幹線道路	A	
		B	
(2)	区画幹線道路	A	

(3)	区画道路	

備考 側溝を道路の有効幅員に含む場合の側溝の基準は、第9条による。

(敷地が接する道路)

第4条 予定建築物等の用途及び敷地の規模に応じて、当該敷地が接する道路の幅員は、次のとおりとする。

予定建築物等の用途及び敷地の規模	敷地が接する道路の幅員
住宅（非自己用）の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する第一種特定工作物）の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のもの	6.0メートル以上
その他のもの（自己用住宅を除く。）	9.0メートル以上

2 開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、前項によることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で、次に掲げる要件に該当する道路が配置されているときは、この限りでない。

(1) 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。

(2) 幅員が4メートル以上であること。

3 開発区域外の既存道路に接して行われる一敷地の単体的な開発行為で前項の規定が適用される道路であっても、道路管理者が必要と認めた区間の拡幅整備を行うものとする。

(接続先道路等)

第5条 開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路の幅員は、次のとおりとする。ただし、開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる

ときは、車両の通行に支障がない道路に接続していることとする。

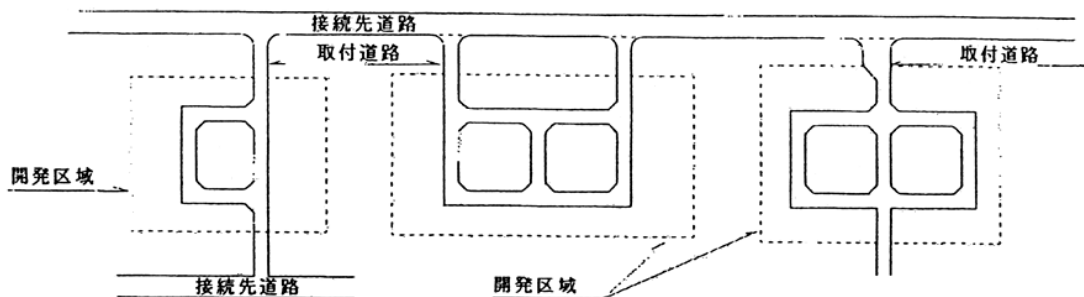
予定建築物等の用途	区域外の接続先道路の幅員
主として、住宅（非自己用）の建築の用に供する目的	6.0メートル以上
住宅以外の建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的	9.0メートル以上

2 接続先道路は、原則として2本以上あるものとする。ただし、開発区域の規模及び区域の周辺の道路の状況により、車両の通行に支障のない場合で道路管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 前項ただし書適用の接続先道路が1本の場合の取付道路は、原則として2箇所以上設けるものとする。ただし、防災上及び交通処理上、支障がないと道路管理者が認めた場合又は屈折専用車線を設ける場合は、この限りでない。

〔参考図〕

接続先道路	2本	接続先道路	1本	接続先道路	1本
取付道路	2本	取付道路	2本	取付道路	1本



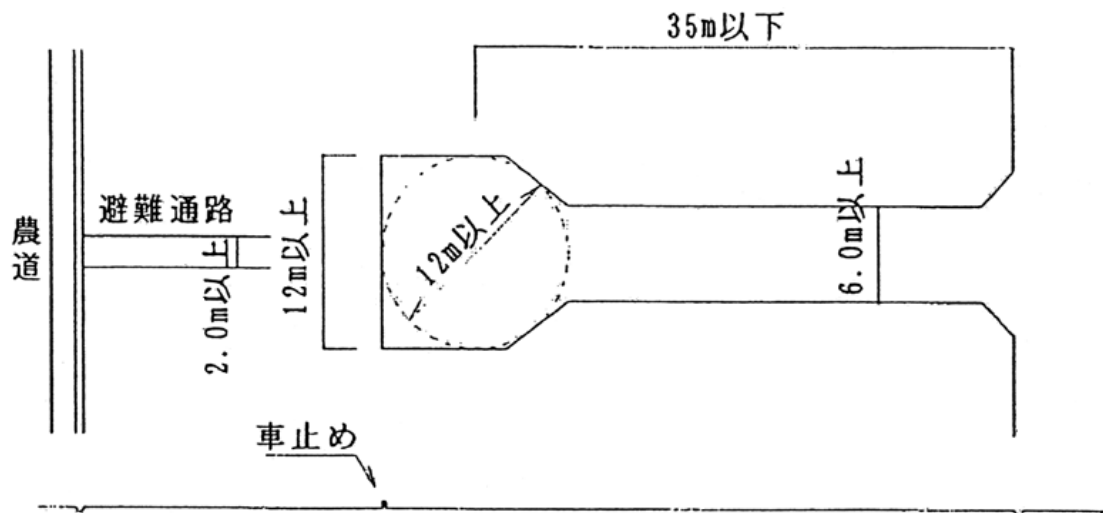
4 開発区域外の接続先道路で第1項の規定が適用される道路であっても、道路管理者が特に必要と認めた区間の拡幅整備を行わなければならない。

5 開発区域内の主要な道路と接続先道路が交差する場合は、必要に応じて、道路構造令（昭和45年政令第320号）第27条の規定に基づき交差点計画を行うものとし、道路管理者が必要と認めたときは、公安委員会と協議するものとする。

（道路の形態）

第6条 道路は、その両端が道路法（昭和27年法律第180号）の道路に接続しており袋路状でないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。おな、この場合にあつては、開発行為における袋路状道路の取扱いについて道路管理予定者と十分に協議するものとする。

- (1) 当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続の予定が明確で、避難上支障がない場合
- (2) 自動車の転回可能な広場が、当該道路の区間35メートル以内に設けられ、かつ、避難通路（2メートル以上の国有地（道、水路等）で安全に歩行可能な部分が過半以上のもの）が設けられている場合



2 道路は、階段状でないものとする。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で通行の安全上支障がなく、かつ、消防活動の機能を低下させない位置に設置する場合は、この限りでない。

（道路の構造）

第7条 道路は、アスファルト又はこれと同等以上の強度及び耐久力を有する舗装が施されているものとする。なお、舗装厚の設計、舗装の施工及び品質管理等については、日本道路協会の舗装設計施工指針要綱（以下「舗装指針」という。）等に準拠し、道路管理者又は管理予定者（以下「道路管理者等」という。）と協議するものとする。また、専ら歩行者及び自転車の通行の用に供する道路についても、舗装指針等に準拠し協議するものとする。

道路の種類	交通量の区分
住区幹線道路	B交通
区画幹線道路	B交通又はA交通
区画道路	A交通又はL交通

2 片勾配を付ける場合を除き、路面排水を有効に行うために付す道路の横断勾配は、次のとおりとする。

区 分	横 断 勾 配
車 道	2.0パーセント
歩 道	2.0パーセント

3 道路の縦断線形は、次のとおりとする。

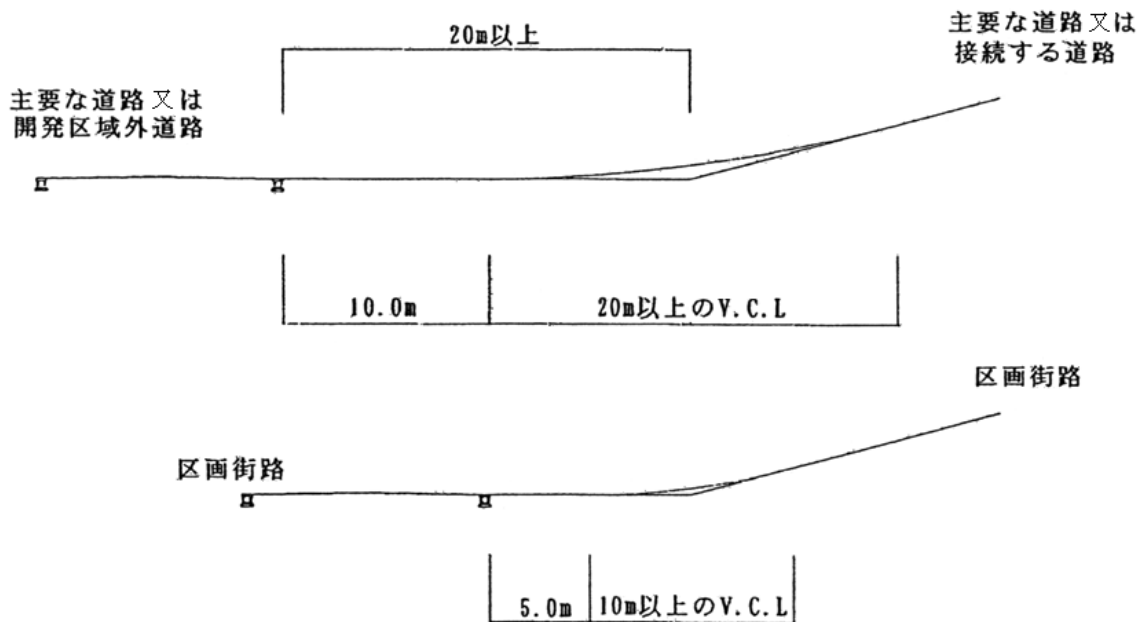
(1) 縦断勾配は、道路の種類に応じ次を標準とする。

道 路 の 種 類	縦 断 勾 配
住 区 幹 線 道 路	6.0パーセント以下
区 画 幹 線 道 路	7.0パーセント以下
区 画 道 路	8.0パーセント以下

(2) 縦断勾配の変化点には、所要の縦断曲線を設けるものとする。

(3) 主要な道路がその他の道路と接続する場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させないものとする。

(4) 道路の取付要領は、次を標準とすること。



(5) 縦断勾配（流水勾配）の最小値、縦断勾配の制限長及びその他の詳細については、道路管理者等と協議するものとする。

4 道路の平面線形は、次のとおりとする。

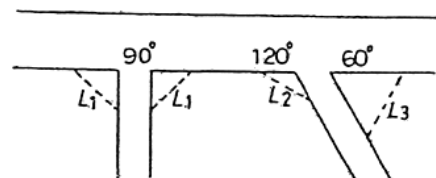
(1) 主要な道路の線形は、滑らかな形状とし、曲線長は適切な長さをとるものとする。

- (2) 背向する曲線間には、適切な緩和区間を設けるものとする。
- (3) 曲線部には、必要に応じ片勾配を付け拡幅するとともに、前後に緩和区間を設けるものとする。
- (4) 道路は、駅前広場等、特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させないものとする。
- (5) 平面交差部の交差角は、直角又は直角に近い角度を原則とする。また、道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には、道路の幅員に応じて、次に掲げる長さ以上の隅切長が設けられていること。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合又は歩道を有する道路の歩道を切り取ることにより車両の通行上支障なく処理できる場合を除く。

角切長

(単位：メートル)

幅員 交差角 幅員	6	8	9	12	16	18	20	22以上
	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$	$\frac{90^\circ}{120^\circ 60^\circ}$
22 m以上	$\frac{2}{2 3}$	$\frac{3}{2 4}$	$\frac{4}{2 5}$	$\frac{5}{2 6}$	$\frac{6}{2 7}$	$\frac{7}{2 8}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$
20	$\frac{2}{2 3}$	$\frac{4}{2 5}$	$\frac{5}{2 6}$	$\frac{6}{2 7}$	$\frac{7}{2 8}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$	
18	$\frac{3}{2 4}$	$\frac{5}{2 6}$	$\frac{6}{2 7}$	$\frac{7}{2 8}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$		
16	$\frac{3}{2 4}$	$\frac{6}{2 7}$	$\frac{7}{2 8}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$			
12	$\frac{4}{2 5}$	$\frac{7}{2 8}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$				
9	$\frac{4}{2 5}$	$\frac{8}{2 9}$	$\frac{9}{2 10}$					
8	$\frac{5}{2 6}$	$\frac{9}{2 10}$						
6	$\frac{5}{2 6}$							



(歩道)

第8条 開発区域内の幅員が9メートル以上の道路については、歩道と車道が分離されているものとする。この場合、歩道は、縁石又は安全柵その他これに類する工作物によって車道から分離されているものとする。

- 2 幅員が3.5メートル以上の歩道（自転車歩行者道）には、植樹ます又はツリーサークル等を設け、高木（街路樹）又は灌木を植栽するものとする。なお、樹種等については、道路管理者等と協議するものとする。
- 3 歩道の幅員は、道路の幅員に応じ、次を標準とする。

道路幅員	歩道（又は自転車歩行者道）の幅員及び形態	
10メートル未満	2.0メートル以上	植樹ます又はツリーサークル等なし
10メートル以上	2.5メートル以上	
	3.5メートル以上 （自転車歩行者専用道を含む。）	植樹ます又はツリーサークル等の設置による植栽

- 4 歩道は、フラット形式とし、歩車道境界ブロックは、B種以上とする。
（道路構造物）

第9条 道路には雨水等を有効に排出するため、側溝、街きよ、その他の適切な施設が設けられているものとする。道路に設置する側溝は、原則として、内のり幅及び有効深さを30センチメートル以上、流水勾配を0.3パーセント以上とするものとする。

- 2 道路の有効幅員に含む側溝には、次に示す蓋板を設置するものとする。

区 分	コンクリート製蓋板部	鋼製蓋板（グレーチング）部	
車道	車道用	20トン荷重用	10メートル当たり2枚×0.5メートル以上
車道横断	———	25トン荷重用	10メートル当たり5枚×1メートル
歩道	歩道用	6トン荷重用	10メートル当たり2枚×0.5メートル以上
乗り入れ	車道用	20トン又は14トン荷重用 10メートル当たり1枚×1メートル又は2枚×0.5メートル以上	

（注） 歩道に設置する鋼製蓋板（グレーチング）は、歩行動線方向の溝幅を10ミリメートル以下とする。

- 3 落石崩土等により交通に危険を生じ、又は支障を及ぼし、道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所には、擁壁、張りブロック、モルタル吹付、落石防止柵又は落石防止網等の適切な法面保護の措置が講ぜられているものとする。

4 橋梁の設計は、原則としてA活荷重とし、構造については日本道路協会の「道路構造令の運用と解説」及び「各道路橋示方書」に準拠し、道路管理者等と協議するものとする。

5 道路施設等に使用するコンクリート、コンクリート二次製品、鋼材等は、日本工業規格品又は同等品以上とする。

(防護施設)

第10条 道路環境が次に掲げる事項に該当する場合には、道路に防護柵（ガードレール）等が設けられているものとする。これらの設置位置は道路有効幅員の外側とし、防護柵等の構造及び設置方法については、日本道路協会の「防護柵設置要綱」に準拠し、道路管理者等と協議するものとする。

(1) 車両が道路外に逸脱した場合に、乗員の安全が確保できない区間又は重大事故が発生する恐れがある区間

(2) 道路ががけ若しくは法面の上にある場合、池、河川、水路若しくは鉄道等に接近している場合又は屈曲部分で必要と思われる箇所等、安全確保のため必要な区間である場合

(3) 道路が部分的に拡幅された箇所又は将来延長されることが予想される袋路の道路等の終端

(道路標識等)

第11条 交通事故防止及び交通の円滑化を図るため道路管理者等及び必要により公安委員会と協議の上、道路標識及び路面表示のため区画線が、道路屈曲部又は交差点等の見通しの悪い箇所にはカーブミラー等が設けられているものとする。

2 道路が部分的に拡幅された箇所又は将来延長されることが予想される袋路の道路の終端には、危険を防止するため、デリネーター（視線誘導標）等が設けられているものとする。

(道路照明施設)

第12条 自動車の交通量が多く、走行及び歩行者の安全上必要とする箇所には、道路照明施設が設けられているものとする。

2 道路照明施設の設置位置及び構造等は、日本道路協会の「道路照明施設設置基準」に準拠し、道路管理者等と協議するものとする。

(占用物件及び地下埋設物)

第13条 電柱は、原則として宅地内に設置し、公共の用に供する土地には設置し

ないものとする。

2 道路に埋設する物件については、次の各号によるものとする。

- (1) 歩道を有する道路では、地下埋設物は歩道部に埋設すること。
- (2) 埋設物の頂部と路面との距離は、車道部で1.2メートル以上、歩道部で0.6メートル以上とし、道路を横断する場合には排水溝等の下部を通すこと。
- (3) 下水道の幹線管きよを埋設する場合は、埋設位置及び深さ等について道路管理者等と協議すること。

(道路境界杭)

第14条 道路敷地と私有地との境界を明示するため、道路管理者等が指定する境界杭又は境界標を設置しなければならない。設置位置については、道路管理者等の指示に従うものとする。

第2章 公園、緑地及び広場

(公園等の計画)

第15条 開発区域内には、開発区域内の利用者の日常の利便を想定し、到達の安全性及び都市景観の増進等の観点に立ち、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、適当な面積を有する公園、緑地及び広場（以下「公園等」という。）が有効に利用し得るよう配置されているものとする。

2 開発区域内の公園等の計画は、機能及び目的に応じて有効に利用できるよう配慮し、また、高齢者や障害のある人等の利用に対しても十分に配慮したものとする。

3 開発区域内における公園等の設置については、次のとおりとする。なお、公園等の位置、規模、形状及び構造等は、公園管理予定者と協議するものとする。

開発行為の内容		公園等の内容			
用途	区域面積	総面積	種類	規模等	
住宅	0.3ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	開発区域面積の3.0パーセント以上	公園 緑地 広場	公園は、1箇所300平方メートル以上	
	5.0ヘクタール以上 20.0ヘクタール未満		公園	公園は1箇所300平方メートル以上（うち1,000平方メートル以上の公園を1箇所以上設置すること。）	
	20.0ヘクタール以上			公園は1箇所300平方メートル以上（うち1,000平方メートル以上の公園を2箇所以上設置すること。）	
住宅以外の用途	0.3ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満		開発区域面積の3.0パーセント以上	公園 緑地 広場	公園は、1箇所300平方メートル以上
	5.0ヘクタール以上 20.0ヘクタール未満				公園は1箇所300平方メートル以上（うち1,000平方メートル以上の公園を1箇所以上設置すること。）
	20.0ヘクタール以上				公園は1箇所300平方メートル以上（うち1,000平方メートル以上の公園を2箇所以上設置すること。）

備考 公園等の面積は、有効に利用できる区域（高さ1.5メートル以上の石積法面等の法面を除く。）をもって算定するものとする。

（公園）

第16条 公園は、主として開発区域内の住民の戸外における休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び地震等の災害時における避難の用に供することを目的とし計画すること。

2 公園の形状及び勾配は、公園内に広場、植栽、遊戯施設、休養施設等が有効に配置可能であり、かつ、利用者が安全に利用し得るものであり、公園の最小幅は10メートルを標準とし細長にすぎない方形又はこれに近い形で設けられているものとする。

3 公園は、低湿地、高圧電線下及び高圧電線鉄塔隣接地等のほか、利用者に障害及び危険となる場所を避けて配置されているものとする。

- 4 公園は、道路、河川その他明らかに公園以外の目的を持つ土地又は施設の構成部分とみなされる土地を含まないものとする。
- 5 公園は、公園の外周の一边以上が道路に面し、原則として公園の外周の4分の1以上が道路に面するよう配置されているものとする。
- 6 公園が区画幹線道路以上の道路に接しているときは、その道路には歩道が設けられているものとする。
- 7 公園は、柵及びその他の方法により、他の敷地と分離されているものとする。
- 8 公園の構造は、次のとおりとする。
 - (1) 公園外から公園内に雨水等の流入及び通過がないように公園の外周には、側溝その他の必要な施設が設けられていること。
 - (2) 雨水等を有効に排出するための適切な施設が設けられていること。
 - (3) 擁壁の高さは、原則として2メートル未満とすること。擁壁の仕上がり表面の仕様については、公園管理予定者と協議の上で決定するものとする。
 - (4) 芝付法面は張芝とし、勾配は2割以上とすること。
 - (5) 敷地の周囲及び幼児等の利用に際し危険な箇所には、外周柵又は危険防止柵が設けられていること。
 - (6) 出入口は、維持管理車両が出入りできるものとし、全て道路に面すること。また、出入口には、危険防止のための車止め等を設置すること。なお、出入口の数は、面積が1,000平方メートル以上の公園にあつては、原則、2箇所以上とすること。
 - (7) 断面構造は、山砂又は良質土による表層とし、厚さ15センチメートル以上とすること。また、地盤が良好でない場合、良質砂の置き換え又は基盤として切込碎石を厚さ10センチメートル以上設けるものとする。
 - (8) 必要に応じて公園施設を設置するものとし、施設の種類、配置等については、公園管理予定者と協議しなければならない。
 - (9) 植栽計画に際しては、地域の植生、公園の利用形態及び周辺の環境等を十分考慮し、公園管理予定者と協議すること。
 - (10) 敷地を明示するため、境界杭又は境界標を設置しなければならない。設置位置については、公園管理予定者の指示に従うこと。
 - (11) 原則としてごみ集積施設、消防水利施設、下水処理施設、電柱、建築設備、屋外広告物等の施設を設置しないこと。

(緑地)

第17条 緑地は、自然地の保全、環境及び景観の改善、土地利用の異なる区域相互間の緩衝、公災害の防止及び緊急時の避難場所等の目的の下に安全かつ快適な環境で確保されていること。

2 緑地は、できる限りその設置目的及び用途に応じた形態で計画的に配置し、又は自然状態のまま残されたものとし、緑地の用途による標準的な分類は次のとおりとする。

(1) 自然緑地 主として自然地の保全を図ることを目的とするものをいう。

(2) 修景緑地 主として景観を改善することを目的とするものをいう。

(3) 緩衝緑地 主として土地利用の異なる区域相互間の緩衝又は公災害の防止を図ることを目的とするものをいう。

(4) 避難緑地 主として災害時の緊急避難の用に供することを目的とするものをいう。

3 緑地の最小幅は、1メートルを標準とする。ただし、都市計画法第33条第1項第10号及び森林法（昭和26年法律第249号）の規定による緩衝緑地、造成森林及び造成緑地等の最小幅については、この限りでない。

4 緑地の規模及び利用形態等で必要に応じて管理用通路が設けられているものとする。なお、緑地の造成及び樹種等については、これらの施設の管理予定者と協議すること。

(広場)

第18条 広場は、主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とし、次の各号のいずれかに該当する場所においては、開発区域の一角が周囲の道路を通じて、市街地と繋がりをもつように利用者の行動、周辺の土地利用等を勘案し、適切な規模をもって計画されているものとする。

(1) 周辺の建築物の用途がおおむね商業施設、業務施設、文教厚生施設又は官公庁の施設である地区

(2) 観光資源等が存在し、多数の人が集中する地区

(3) 多数の人が利用する公共施設、公益的施設(加賀市開発指導基準(本則)(平成17年加賀市告示第94号)第3条第2号に規定する公共施設及び同条第3号に規定する公益的施設をいう。以下同じ。)の近傍又は歩行者の多い道路に沿った場所

- (4) 都市の象徴又は都市景観の向上に著しい効果が認められる場所
- 2 広場の構造は、次のとおりとする。
- (1) 雨水等を有効に排出するための適切な施設が設けられていること。
- (2) 広場を利用するに当たり危険な箇所には、危険防止柵が設けられていること。また、隣接する土地の利用に関して、区域相互間の緩衝効果を必要とする場合は植栽等を行うものとする。
- (3) 敷地を明示するため、境界杭又は境界標を設置しなければならない。
- (4) 原則としてごみ集積施設、消防水利施設、下水処理施設、電柱、建築設備、屋外広告物等の施設を設置しないこと。

第19条 削除

第3章 雨水排水施設

(雨水排水計画)

第20条 雨水の集水区域については、開発区域を含む地形上の流域とする。

- 2 水路は、従前の形状より悪くならないようなくべく短距離に選定し、流水阻害のないよう計画されているものとする。
- 3 開発区域面積が1ヘクタール以上の場合、雨水排水協議基準及び調整池設置要領（昭和49年11月5日石川県知事決裁）によるものとする。
- 4 開発区域面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合、小規模開発に関する雨水排水協議基準（平成17年加賀市告示第97号）によるものとする。
- 5 開発区域面積が0.3ヘクタール未満の場合、当該雨水排水施設は、河川その他公共の用に供している排水施設に接続しているものとする。この場合放流先の能力、周辺の状況等により当該施設の管理者の指示に従うものとする。

(計画流出量)

第21条 計画流出量の算定方式は、次の合理式を標準とする。

$$Q = \frac{1}{360} \times \frac{1}{10,000} f \cdot r \cdot A \cdot K$$

Q : 計画流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 降雨強度 (流達時間内平均降雨強度 (mm/hr)

r = 4,900 / t + 37 (5年確率の場合)

t = 到達時間 [min]

A : 集水面積 [m²]

K : 地区補正係数 [K = 当該地区確率日雨量 ÷ 金沢気象台確率日雨量]

2 開発区域面積が1ヘクタール未満の場合の降雨強度は、5年に1回の確率で想定される値以上の強度を用いるものとする。

3 開発区域面積が1ヘクタール未満の場合の流出係数は、次表に示す値を標準とし、排水区域全体を加重平均して求めるものとする。

工種別流出係数 (小規模開発に関する雨水排水協議基準より)

開 発 前		開 発 後	
[工種別]	[流出係数]	[工種別]	[流出係数]
屋根	0.9	宅地開発等造成地	0.9 (開発区域全体)
舗装路面	0.9		
間地空間 (公開空地)	0.4	その他の造成地 (野資材置場 等で非舗装)	0.6 (造成地全体)
柴、樹木の多い公園	0.25		
起伏ある土地及び樹林	0.6		
勾配の急な山地	0.6		
勾配の緩い山地	0.4		
平坦な耕地	0.5		
水田、水面	0.7		

(流下量及び排水断面)

第22条 水路及び管きよの流下量の計算には、次の Manning 式又は ガンギレー・クッター 式を用いるものとする。

(1) Manning 式

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A V$$

(2) ガンギレー・クッター 式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \times \frac{n}{R^{1/2}}} \cdot (RI)^{1/2}$$

$$Q = A V$$

V : 流速 (m / s e c)

n : 粗度係数

I : 勾配

Q : 流下量 (m³ / s e c)

R : 径深 : A / P (m)

A : 断面積 (m²)

P : 潤辺長 (m)

- 2 開きよ及び暗きよの断面積は、それらの流下量が計画流量より大となるよう定めるものとし、断面積の算出は、開きよ 8 割、暗きよ 9 割水深とする。
- 3 排水施設の流速は、下流に行くに従い漸増させ、最小 0.8m / s e c から最大 3.0m / s e c を標準とする。
- 4 管きよの勾配は、管径に応じて次表の値を標準とし、かつ、下流に行くに従い次第に勾配を緩くすることとし、地表の勾配が急で管きよの勾配が大きくなる場合には、適当な間隔で段差を設けて勾配を緩くするものとする。また、排水溝（道路側溝を含む。）の流水勾配は 0.3 パーセント以上とする。

管径 (mm)	勾配 (0 / 00)	管径 (mm)	勾配 (0 / 00)
250 ~ 350	6 ~ 30	700 ~ 1,000	1 ~ 6
400 ~ 600	3 ~ 12	1,100 ~ 1,800	0.5 ~ 3

(排水施設の構造)

第 23 条 排水施設の構造は、堅固で耐久力を有するものとし、コンクリートその他水密性の材料で造り、かつ、漏水を最小限のものとする措置が講ぜられているものとする。

- 2 排水施設のうち暗きよである部分の最小内径又は最小内のり幅は、雨水管きよで 300 ミリメートルとする。
- 3 公共の用に供する排水施設は、道路その他の公共用地等維持管理上支障のない場所に設置するものとし、管路等による伏越は行わないものとする。また、その

埋設位置及び深さは、道路管理者等、公共用地管理者又は管理予定者と協議するものとする。

- 4 管きょ等部分の次に示す箇所には、ます又はマンホールを設けるものとする。
 - (1) 公共の用に供する管きょ等の始まる箇所
 - (2) 排水路の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管きょの清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - (3) 管きょの長さが、その内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲において管きょの維持管理上必要な箇所
- 5 雨水ますは、道路の縁に配置されるL型及びU字側溝等に設けるものとし、雨水ますの設置間隔は、原則として20メートル以内で設けられていること。
- 6 他の水路との交点及び必要にあっては水路の屈折点には、雨水ますが設けられているものとする。
- 7 専ら雨水を排除するます又はマンホールの底には、15センチメートル以上の深さの泥溜を設けるものとする。
- 8 マンホールを設置する場合のマンホールの仕様基準等は、管理予定者と協議するものとする。

第4章 汚水排水施設

(汚水排水計画)

第24条 汚水についての計画排水区域は、開発区域とする。

- 2 下水の排除方式は、原則として分流方式とする。
- 3 開発区域内の汚水を処理する終末処理施設を設ける場合は、市長の指示に従うものとする。
- 4 処理水の放流については、その水質が公共水域の水質の保全に関する関係法令等の規定に適合しているものとする。
- 5 管路施設の構造等については、日本下水道協会の「下水道施設計画設計指針」によるものとする。
- 6 排水設備の設置及び構造等の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条及び加賀市公共下水道条例（平成17年加賀市条例第193号）によるものとする。

(計画汚水量)

第25条 計画汚水量は、1人当たり計画汚水量に計画排水人口を乗じた値とし、

管きょ及び汚水沈澱池の設計にあつては計画時間最大汚水量を、処分施設の設計にあつては計画1日最大汚水量を用いることとし、計画汚水量（1人当たり）の標準は次のとおりとする。

1人1日平均汚水量	300（リットル／人／日）
1人1日最大汚水量	400（リットル／人／日）
時間最大汚水量（換算）	600（リットル／人／日）

- 2 地下水量として、1人1日当たり100リットルを見込むものとする。
- 3 工場等の住宅地以外の用途の建築についての計画汚水量は、別途市長と協議の上、それぞれの用途に応じた排水量を算定するものとする。

第5章 消防水利

（消防水利の計画）

第26条 開発行為に伴い設ける消防水利は、原則として防火水そう及び消火栓とし、その設置については消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の定めによるほか、加賀市消防水利規程（平成17年加賀市消防本部告示第5号）によるものとする。

- 2 事業者（加賀市開発指導基準（本則）第3条に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、消防水利について、あらかじめ、消防長と協議し、加賀市消防水利規程第15条の規定により消防水利施設設置計画書を提出するものとする。
- 3 消防水利の設置は、開発区域の面積に応じ、次のとおりとする。

開発区域の総面積	設置する消防水利	設置基準
0.15ヘクタール以上 2.00ヘクタール未満	消火栓	加賀市消防水利規程 消防長が必要と認める場合
	防火水そう	
2.00ヘクタール以上	消火栓	加賀市消防水利規程
	防火水そう	

- 4 消防長が他の公共施設、公益的施設の用に供する土地に消防水利の占用設置をやむを得ないと認める場合、事業者は、占用する公共、公益施設の管理者又は管理予定者と協議を行うことができる。

（消防水利の設置基準）

第27条 消防水利の構造基準は、加賀市消防水利規程によるものとする。

- 2 消防水利を設置した場合の、消防水利についての標示は、次のとおりとする。

標示の種別	標示の内容	
標識による標示	防火水そう	消防長に協議
	消火栓	消防長に協議
溶着塗装による標示	防火水そうのマンホール蓋枠、消火栓の蓋等へ塗色	工事完了の確認後、消防長が実施する

第6章 公益的施設

(全体計画)

第28条 開発区域内には、その規模及び当該開発区域の状況を考慮して、市長と協議の上、必要と思われる種類及び規模の公益的施設等を計画するものとする。

2 公益的施設の配置に当たっては、その施設の目的に応じ居住者が利用できるように、それぞれの施設を有機的に配置するものとする。

3 開発区域の規模に応じて必要となる各施設は、次のものを標準とする。

戸数規模	30～150	500～1,000	2,000～2,500	4,000～5,000	8,000～1万
行政管理施設	管 理 事 務 所				
集会、文化施設	集 会 所	50 戸まで 150m^2 50 戸以上 $100\text{m}^2 + 1\text{m}^2 / 1$ 戸当たり			
教育施設		幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	高等学校
福祉施設		保 育 所			
医療保健施設		診 療 所		病 院	
保安施設		警 察 (派 出 所 、 駐 在 所 等) 、 消 防 分 署			
通信施設	掲 示 板	ポ ス ト 公 衆 電 話	郵 便 局		

4 行政管理施設等は、原則として、開発区域あるいは住区のほぼ中央にまとめ、中心センターを形成させるものとする。

5 集会文化施設は、公園等に隣接した配置計画となるように努めるものとする。

6 公益的施設の管理引継については、加賀市開発指導基準(本則)(平成17年加賀市告示第94号。以下「本則」という。)第29条及び第32条によるものとする。

第7章 住区の構成

(街区及び画地の構成)

第29条 開発区域は、区域の規模及び周辺の実情に応じて機能的な住区を構成するよう次の各号に留意し、計画するものとする。

- (1) 土地利用計画
- (2) 建築物の整備計画
- (3) 住環境
- (4) 区画道路網の配置
- (5) 造成計画
- (6) バリアフリー社会の創造

2 画地の形状は、原則として正方形に近い長方形とし、戸建住宅の1区画の面積は165平方メートル以上を標準とする。

3 歩行者専用道路、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を使用する宅地利用は、行わないものとする。

第8章 農業用施設

(農業用施設)

第30条 開発行為により、農業用の用排水路に、し尿処理水及び工場排水（以下「汚水」という。）を放流する場合で、かんがい用水が水質の汚染によって農業上支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な処置又は施設を設置するものとする。なお、原則として、用水路及び溜池に汚水を放流しないものとする。

2 農業用の用排水路、河川等に雨水、汚水を放流する場合は、あらかじめ、管理者の同意を得るものとする。また、管理権限を有しない水利権者、農業用水使用関係者等とは、必要がある場合においては別に十分な協議、調整をするものとする。

3 開発区域内及びその周辺に農道、溜池、用排水路、取水堰等の農業用施設が現存する場合又は新設する場合（調整池と併用する場合を含む。）は、本則第19条から第21条までの規定を基本に関係者と協議の上、農業用施設に支障のないよう計画し、維持管理等について明確にするとともに、管理体制を明らかにするものとする。

4 前項のほか、開発区域内外の農業用施設の整備については、次の各号によるものとする。

- (1) 農道は農作業での運搬及び通行に支障がないこと。

- (2) 水路には、管理上必要な敷地が確保されていること。
- (3) 開発区域に隣接する道、水路等で開発区域外にあって開発により影響が及ぶと認められる農業用施設は、管理者と協議の上、必要なものを整備すること。
- (4) 工事中に水路が機能低下とならないよう、工事の施行方法、工程等について管理者と十分に協議すること。
- (5) 開発行為の施行により農業用施設に土砂が流入しないよう、土砂流出防止施設が設けられていること。また、土砂が流出し、農業用施設に支障を生じたときは、速やかに機能回復の措置を講ずること。なお、復旧工法等については、管理者に協議の上、必要な指示を受けること。
- (6) 農業用施設等を設計するときは、農業土木学会の「土地改良事業計画設計基準」等によること。

第9章 防災安全措置

(宅地の安全措置)

第31条 開発行為に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害、地盤の沈下や隆起及び出水等の被害を防止するために切土、盛土、法面保護、擁壁の設置、軟弱地盤の対策及び排水の処理等についての設計及び施工計画等に際しては、都市計画法第33条第2項第7号、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第23条及び第27条、建築基準法（昭和25年法律第201号）、石川県建築基準条例（昭和49年石川県条例第67号）その他の法令及びこの告示、宅地防災研究会の「宅地防災マニュアル」、国土交通省の「土木構造物標準設計」、日本道路協会の「道路土工指針」等に適合しているものとする。

(がけの措置)

第32条 開発区域内の地盤が軟弱である場合、開発行為によつてがけ（都市計画法施行規則第23条に規定するがけ）が生じる場合及び切土及び盛土をする場合の措置は、都市計画法施行令第28条及び都市計画法施行規則第23条の規定に適合しているものとする。

(擁壁の構造)

第33条 擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次の各号に該当することが確かめられたものであることとする。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されな

いこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 擁壁の構造は、鉄筋若しくは無筋コンクリート造り、間知石練積み造り又はコンクリートブロック練積み造りとし、裏面の排水を良くするため、水抜き穴（壁面の面積3平方メートルに1箇所の割合で内径7.5センチメートル以上を千鳥状）を設け栗石、砂利等の透水層が設けられているものとする。ただし、擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。また、高さが5メートルを超える擁壁は、練積み造りとしてはならない。

3 開発行為によって生ずるがけのがけ面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同施行令第7章の5の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（法面保護）

第34条 開発行為によって生ずる法面（都市計画法施行規則第23条に規定するがけのがけ面に同じ。）を擁壁で覆わないときは、雨水等による法面の浸食及び表層崩壊を防ぐため、土質、気候、景観等を考慮して、植生工や構造物による法面保護工等の適当と思われる工法により法面の保護が施されているものとする。

第10章 電気施設及びガス施設

（電気施設）

第35条 開発区域内には、居住者の生活に支障のないよう、当該開発区域をその供給区域内にもつ電気事業者から電気が供給されなければならない。

2 開発区域内に電気を供給するため、当該開発区域内に変電、送電及び配電の電気施設を設置する場合は、予定建築物等に支障がなく、かつ、道路の通行上支障のない位置に設けるものとし、原則として公共の用に供する土地には設置しないものとする。

3 開発区域内に特別高圧架空電線路が通過している場合、その電線下の土地はできる限り緑地帯又は駐車場等の空地として利用するものとする。

（ガス施設）

第36条 開発区域内には、必要に応じてガス施設を設置し、ガスを供給できるものとする。

- 2 ガス施設の設置に当たっては、占有しようとする施設の管理者又は管理予定者と協議し、予定建築物等に対する安全を考慮してその位置を定めるとともに、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12.5.31通商産業省令第111号）等関係法令の規定に適合しているものとする。
- 3 LPG施設の設置及び管理に当たっては、管理者を明確にし、関係部署と十分に協議するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の加賀市開発指導基準(技術基準)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。